

施策目標個票

(国土交通省4-⑳)

施策目標	地籍の整備等の国土調査を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	地籍の整備等の国土調査を推進し、地籍の明確化を図ること等により、土地に関する最も基礎的な情報を整備する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④ 進展が大きくない (判断根拠) 業績指標99については、目標達成に向けた顕著な効果が発現していない。業績指標100については、進捗しているものの目標年度に目標を達成するペースでは進んでいないことから、「④進展が大きくない」と判断した。
	施策の分析	業績指標99については、地域の状況に応じて効果的な調査をより一層推進していく必要がある。業績指標100については、効率的な調査方法の導入等により整備面積の上積みが必要である。
	次期目標等への反映の方向性	業績指標99については、必要な予算の確保に向けて努力するとともに、第7次国土調査事業十箇年計画に基づき、地籍調査の円滑化・迅速化を図るため、所有者不明等の場合でも調査を進められる新たな調査手続の活用や、地域の特性や技術の進展に応じた効率的な調査手法の導入を関係省庁との連携を図りつつ促進することと並行して、地方公共団体等への継続的な支援に取り組む。あわせて、国土調査法第19条第5項に基づく民間事業者等による地籍調査以外の測量成果の活用促進等を通じて、地籍整備を一層推進していく。 業績指標100については、目標達成のために必要な予算確保に努め、引き続き効率的な調査手法の導入を検討していく。

業績指標	99 地籍調査の進捗率(①優先実施地域での進捗率、②地籍調査対象地域全体での進捗率)*	初期値	実績値				評価	目標値
		R1年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度		R4年度
	①79%	-	①79%	①79%	①80%	①80%	①B ②B	①87%
	②52%	-	②52%	②52%	②52%	②52%		②57%
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-		/	
業績指標	100 土地分類基本調査(土地履歴調査)を実施した面積*	初期値	実績値				評価	目標値
		H1年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度		R4年度
	47%	-	47%	53%	54%	58%	B	100%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-		

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度要求額	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	6,883	6,034	5,846	5,406	/
		補正予算(b)	0	3,089	2,700		/
		前年度繰越等(c)	2,300	370	3,292		/
		合計(a+b+c)	9,183	9,493	11,838	5,406	/
	執行額(百万円)	8,772	6,135	/	/	/	
	翌年度繰越額(百万円)	370	3,292	/	/	/	
	不用額(百万円)	41	65	/	/	/	
		<0>	<0>	<0>	<0>		

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和5年6月26日)
-----------------	-----------------------

担当部局名	不動産・建設経済局	作成責任者名	担当課:土地政策課(課長 高山 泰)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	-----------	--------	--------------------	----------	--------

業績指標 99

地籍調査の進捗率（①優先実施地域での進捗率、②地籍調査対象地域全体での進捗率） *

評 価① B
② B目標値：① 87%、② 57%（令和11年度）
実績値：① 80%、② 52%（令和4年度）
初期値：① 79%、② 52%（令和元年度）**（指標の定義）**

- ① 地籍調査の優先実施地域の面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合
 - ② 地籍調査対象地域全体の面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合
- 地籍調査実施地域の面積について、初期値は令和元年度までの実施面積。
地籍調査実施地域の面積には地籍調査に準ずる指定を受けた面積を含む。

（目標設定の考え方・根拠）

第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年5月26日閣議決定）においては、新たな調査手続や効率的な調査手法の導入により、第6次十箇年計画における実績事業量（約10,000km²）を勘案して、10年間に実施すべき地籍調査の調査面積を15,000km²と設定するとともに、優先実施地域^{*}を中心に地籍調査を実施するものとし、これまで用いていた「調査対象地域での進捗率」に加え、新たに「優先実施地域での進捗率」を提示した。

これにより、優先実施地域での進捗率を全国で79%（令和元年度末時点）から87%（令和11年度末時点）とし、地籍調査対象地域全体での進捗率を全国で52%（令和元年度末時点）から57%（令和11年度末時点）とすることを目標とする。

※優先実施地域：土地区画整理事業等により一定程度地籍が明確化された地域、土地の取引が行われる可能性が低い地域（大規模な国・公有地、手を入れる必要のない天然林等）を除く地域

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

- 国土調査法（昭和26年法律第180号）
- 国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）
- 国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）
- 国土調査促進特別措置法施行令（昭和45年政令第261号）
- 国土調査事業十箇年計画（令和2年5月26日閣議決定）
- 経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）
 - ・「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（令和4年5月27日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）における地籍調査（略）の促進等。（第4章3. ※155）
- 都市再生基本方針（平成14年7月19日閣議決定 令和4年10月25日一部変更）
 - ・迅速な復旧・復興につながる地籍整備を促進することが重要である。（第2の2都市再生に関する施策の基本的方針）
 - ・土地の境界を明確化する都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る（同上）
- 首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成26年3月28日閣議決定 平成27年3月31日一部変更）
 - ・国〔国土交通省〕、都県及び市町村は、円滑に復興まちづくりが進められるよう、災害危険性の高い地域において地籍調査の実施等を促進する（7（2）③シ）
- 地理空間情報活用推進基本計画（令和4年3月18日閣議決定）
 - ・災害復旧の迅速化に資するよう、土地境界等を明確にしておく地籍整備を推進する。（第Ⅱ部1.（1）①a）
 - ・国土の実態を適正に把握するため、（略）対象地域全体での地籍調査進捗率を令和11年度で57%とする等の目標に基づく地籍整備の推進（略）を着実に進行。（第Ⅱ部4.（1）①）
- 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ（令和4年6月7日閣議決定）
 - ・地籍調査について、より円滑かつ迅速に推進する方策を検討し、所要の措置を講ずる（略）（Ⅲ1.（3）②）
- 国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定）
 - ・市街地等の地籍調査の推進や登記所備付地図の作成により、大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支える緊急輸送道路等の整備、道路の斜面崩落防止などの防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興の確保を図る取組を推進する。（第3章2（12））
- 土地基本方針（令和3年5月28日閣議決定）・国土調査事業十箇年計画（令和2年5月26日閣議決定）に基づき、新たな調査手続の活用や地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入の促進による地籍調査の円滑化・迅速化を図り、土地に関する基礎的情報である境界の明確化を推進することで、所有者不明土地の発生抑制に貢献する。（第23.（2））
 - ・防災やまちづくりの観点からも重要な地籍調査について、国土調査事業十箇年計画に基づき、筆界案の公告による調査、現地立会いによらず図面等を用いた境界の確認など、所有者が所在不明の場合や遠隔地居住等の場合でも調査が進められるような新たな調査手続の活用や、都市部における官民境界の先行的な調査、山村部におけるリモートセ

ンシングデータの活用など、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進し、調査の円滑化・迅速化を図る。

(第四1.)

- ・リモートセンシングデータを活用した山村部における効率的な地籍調査の導入を促進する(略)(第五5.)
- ・地籍調査における現地立会いによらず図面等を用いて境界を確認する調査手続の活用やリモートセンシングデータを活用した調査手法の導入の促進(略)(第五6.)
- 防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)
- ・防災・減災の基盤となる地籍調査重点対策(第2章1(1))

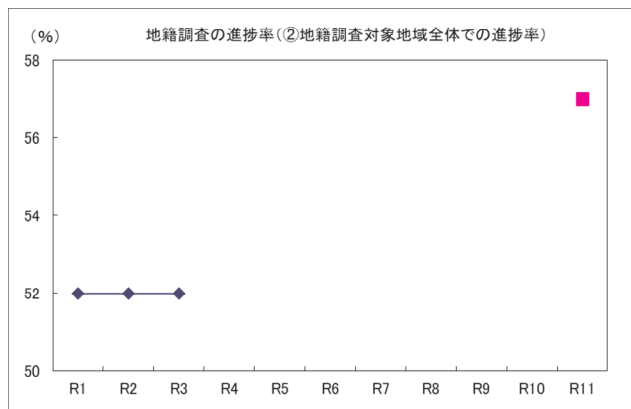
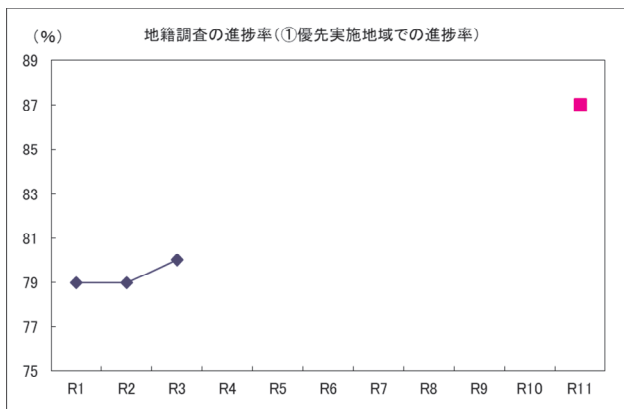
【関決(重点)】

- 社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)「第3章に記載あり」
- ・事前防災や被災後の迅速な復旧・復興等に貢献する地籍調査の推進(第3章第2節1.)
- (参考)・地籍調査の対象地域全体での進捗率 R元年度52% → R11年度57%
- ・地籍調査の優先実施地域での進捗率 R元年度79% → R11年度87%
- ・社会資本整備を円滑かつ効率的に進める上で、地籍整備の実施による土地境界の明確化など、土地に関する情報の整備は不可欠であり、いわば社会資本整備のためのインフラとも言えるものである。国土調査事業十箇年計画に基づき、社会資本整備等の施策と連携した地籍調査を戦略的に推進する。(第4章第5節)

【その他】

- 東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)
- ・土地の境界の明確化を推進する(5(1)③(iv))
- 所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(令和4年5月27日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定)
- ・土地の適切な利用の基礎データとなり、登記にも反映される地籍調査に関し、令和2年の国土調査法等の改正により導入した新たな調査手続・調査手法の普及のための職員の派遣等、地籍調査を円滑かつ迅速に実施するための地方公共団体への支援を推進するとともに、必要な予算の確保に努め、地方公共団体の取組を後押しする。さらには、第7次国土調査事業十箇年計画の中間年(令和6年)で行うこととされている計画の検証・見直しを見据え、調査手法等の改善に係る地方公共団体や民間事業者等のニーズを汲み取り、これを踏まえて、国と地方の役割分担を含め、関係省庁が連携しつつ、より円滑かつ迅速に地籍調査を推進する方策について検討し、当該計画の目標の達成に向けた所要の改善措置を講じる。(3)

過去の実績値					(年度)
H30	R1	R2	R3	R4	
—	① 79%	① 79%	① 80%	① 80%	① 80%
	② 52%	② 52%	② 52%	② 52%	② 52%



主な事務事業等の概要

- ①地籍調査(◎) 令和3年度予算額: 10,700,000千円、令和4年度予算額: 10,550,000千円
- ※令和3年度予算額のうち5,090,000千円、令和4年度予算のうち5,090,000千円は社会資本総合整備事業の社会資本整備円滑化地籍整備事業分。
- 地籍調査は、国土調査法に基づき、一筆毎の土地について、所有者、地目、地番を調査するとともに、境界の測量、面積の測定を行い、その結果を、地図(地籍図)及び簿冊(地籍簿)にまとめるものである。地籍調査の実施主体は地方公共団体等(主に市町村)であるが、地籍調査に係る経費の一部については国が負担することと定められていることから、都道府県に対し、地籍調査費負担金等を交付し、市町村等による地籍調査を推進する。
- ②基本調査(◎) 令和3年度予算額: 200,000千円、令和4年度予算額: 185,000千円
- 基本調査は国土調査法に基づいて実施しており、基本調査の成果は、市町村等により実施される後続の地籍調査の

基礎情報として活用される。令和2年度から、効率的な調査手法により地籍調査の基礎となる情報を整備し、当該手法の活用事例を蓄積・普及させることで、市町村等における効率的な地籍調査手法の導入推進を図るための調査を行っている。

③地籍整備推進(◎) 令和3年度予算額：157,014千円、令和4年度予算額：143,814千円

国土調査法第19条第5項に基づき、所定の精度以上の地籍調査以外の測量成果を地籍調査と同等のものとして指定し、地籍整備に積極的に活用している。特に、都市部における地籍調査の進捗が遅れているため、平成22年度から都市計画区域内等を対象として、国が必要な助成(地籍整備推進調査費補助金)を行い、地方公共団体及び民間事業者等が行った測量成果を積極的に活用している。

④基準点測量等(◎) 令和3年度予算額：51,269千円、令和4年度予算額：49,265千円

市町村等が地籍調査の実施を予定している地域に、国が設置した測量の基準点がない又は基準点の座標が現状と整合しておらず効率的な地籍調査が実施できない場合において、市町村等の要望に基づき、国が四等三角点の設置又は再測量を実施している。地籍調査に必要な基準点を適切に整備することにより、地籍調査を円滑に進めることが可能となる。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

令和4年度は、第7次国土調査事業十箇年計画の策定から3年が経過したものの、目標達成に向けた顕著な効果が発現していない。進捗率は直近の令和4年度末時点において、優先実施区域で80%まで到達していることから、権利関係が複雑な都市部や地形が急峻な山村部といった調査に労力を要する地域が残っており、地域の状況に応じて効果的な調査をより一層推進していく必要がある。

(① 全数 188,694 ㎤、現状(令和4年度末時点) 150,930 ㎤)

(② 全数 287,966 ㎤、現状(令和4年度末時点) 150,930 ㎤)

(事務事業等の実施状況)

① 地籍調査

・地籍調査による政策効果を考慮し、より効果的な地籍調査が実施されるよう、重点分野(社会資本整備、防災対策、まちづくり、森林施業・保全、所有者不明土地対策)の施策と連携した地籍調査を重点的に支援した。

② 基本調査

・市町村等が行う地籍調査に必要な基礎的な情報を整備するための基本調査を国が実施し、進捗が遅れている都市部及び山村部の地籍整備を推進するとともに、効率的な調査手法について、活用事例の蓄積・普及を行った。

③ 地籍整備推進

・国土調査法第19条第5項に基づく民間事業者等による地籍調査以外の測量成果の活用を促進し、地籍整備を推進するとともに、令和5年度から19条6項に基づく市町村による代行申請ができるように補助要件を拡充し、更なる活用促進を図った。

④ 基準点測量等

・地籍調査に必要な基準点を適切に整備した。なお、平成29年度より、GNSS測量等による効率的な地籍測量を可能とするため、新規に導入したGNSS測量型の新たな四等三角点を設置することにより、円滑な地籍調査の実施を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和4年度は、第7次国土調査事業十箇年計画の策定から3年から経過したものの、目標達成に向けた顕著な効果が発現していないことから、B評価とした。

今後も引き続き、必要な予算の確保に向けて努力するとともに、同計画に基づき、地籍調査の円滑化・迅速化を図る。

具体的には、所有者探索のための固定資産課税台帳等の情報の利用、筆界案の公告による調査、地方公共団体に

よる筆界特定の申請など、所有者不明等の場合でも調査を進められるような新たな調査手続の活用や、都市部における官民境界の先行的な調査（街区境界調査）、山村部におけるリモートセンシングデータの活用など、地域の特性や技術の進展に応じた効率的な調査手法の導入を、関係省庁において連携を図りつつ促進する。その際、有識者等の派遣や基本調査の実施による効率的な調査手法の実施事例の蓄積及びその普及、地方公共団体と法務局との連携の促進などを通じ、地方公共団体等への継続的な支援に取り組む。

この際、防災対策、社会資本整備、都市開発、森林施業・保全、所有者不明土地対策等の施策と連携した地籍調査を戦略的に推進する。

あわせて、国土調査法第 19 条第 5 項に基づく民間事業者等による地籍調査以外の測量成果の活用促進等を通じて、地籍整備を一層推進していく。

さらに、地籍調査の加速化に向け、地方公共団体や民間事業者から現場のニーズ等に関するヒアリングを実施したところ。第 7 次国土調査事業十箇年計画の中間見直し（令和 6 年度）において、上記施策の実施状況を検証するとともに、当該実施状況を踏まえ、国土審議会の「国土調査のあり方に関する検討小委員会」において、地籍調査の加速化に向けた検討を進めていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：不動産・建設経済局 地籍整備課（課長 實井 正樹）

業績指標 100

土地分類基本調査（土地履歴調査）を実施した面積*

評 価

B

目標値：100%（令和11年度）
 実績値：58%（令和4年度）
 初期値：47%（令和元年度）

（指標の定義）

土地分類基本調査の対象面積（人口集中地区及びその周辺を対象とした38,000k㎡）に対する土地分類基本調査（土地履歴調査）の実施面積の割合。土地履歴調査の面積について、初期値は令和元年度末時点の実施面積18,000k㎡、目標値は令和11年度までの実施面積38,000k㎡。

（目標設定の考え方・根拠）

第6次国土調査事業十箇年計画（平成22年5月閣議決定）において土地本来の自然条件、過去の改変状況等の把握のため、東京、大阪名古屋を中心とした三大都市圏を中心に全国18,000k㎡を対象に調査を開始、令和元年度に完了した。

第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年5月閣議決定）において、緊急に情報を整備する必要性が高い人口集中地区及びその周辺部20,000k㎡を対象に調査することとしている。国土調査法に基づく土地分類基本調査の一環として、土地の安全性に関連する、土地本来の地形、過去からの土地の人工的な改変状況、土地利用の変遷及び災害履歴情報等を調査する土地履歴調査を実施しており、同計画期間の最終年度の令和11年度までに調査実施面積の割合を100%とすることを目標とする。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

該当なし

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

○国土調査法（昭和26年法律第180号）

○国土調査事業十箇年計画（令和2年5月26日閣議決定）

国の機関が土地分類調査の基準の設定のために行う基本調査の調査面積は、人口集中地区及びその周辺を対象に、20,000平方キロメートルとする。

○地理空間情報活用推進基本計画（令和4年3月18日閣議決定）

災害リスク情報を用いた様々な分析が可能となるよう、GISデータによる提供を進めるとともに、土地の改変状況や過去の災害履歴等を地理空間情報として整備・提供する。（第Ⅱ部1.（1）①）

【閣決（重点）】

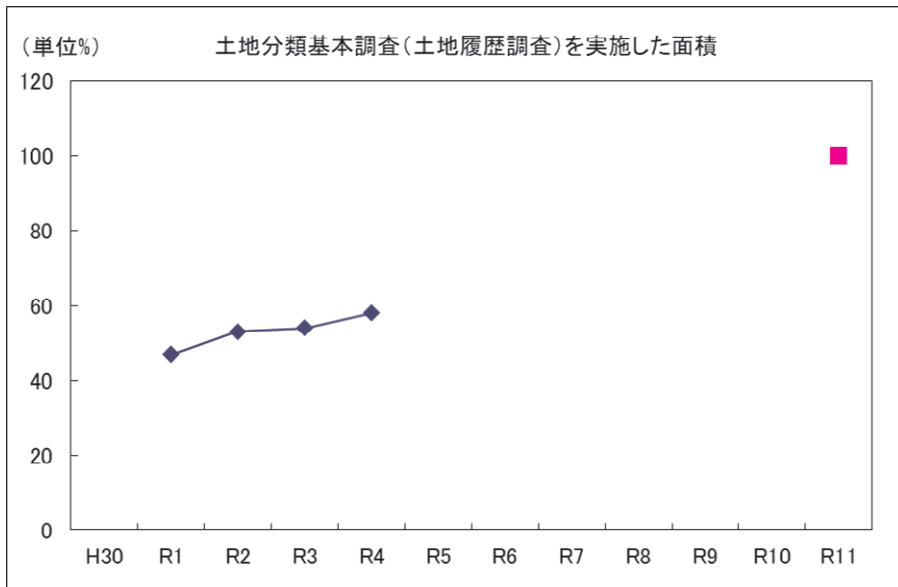
なし

【その他】

なし

過去の実績値（%）**（年度）**

H30	R1	R2	R3	R4
-	47	53	54	58



主な事務事業等の概要

土地本来の自然条件と過去に行われた地形の人工改変履歴及び過去の災害発生履歴等の土地の成り立ちに関する調査を実施し、インターネットで広く一般に提供することで、土地の安全性に関わる基礎的な情報として土地利用計画等の策定、防災対策等に資する。

予算額：34百万円（令和3年度）

88百万円（令和3年度補正）

41百万円（令和4年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

毎年調査は進捗している（令和4年度時点：22,268 k m²/38,000 k m²）ものの、目標年度に目標達成するペースでは進んでいない。

（事務事業等の実施状況）

令和4年度は、南海トラフ地震の災害想定地域を含む岡崎地区、津地区及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域を含む仙台地区、水戸地区を対象として、人口集中地域や過去の災害発生履歴による災害リスク等も考慮した実施範囲を設定し、調査を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

毎年調査は進捗しているものの、人件費高騰に伴う単価上昇により予定面積の整備が進んでおらず、目標年度に目標達成が見込まれないため、Bと評価した。今後も引き続き目標達成に必要な予算の確保に向けて努力するとともに効率的な調査手法の導入を検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局総合計画課国土管理企画室（大臣官房参事官（土地利用担当） 遠山 英子）